

Ⅲ. 岩見沢市立総合病院における医療事故等の公表基準

1. 目的

岩見沢市立総合病院において発生した医療事故等の事実内容と対策について地域住民へ情報提供し医療の透明性を確保することにより、地域住民の医療への信頼と安心を担保し医療を受けることができる環境づくりと、当院の安全管理体制の向上を図ることを目的とする。そのため「岩見沢市立総合病院における医療事故等の公表基準」を定める。

2. 「医療事故等」の定義

1) インシデント

アクシデントには至らなかったが、医療の過程でヒヤリとしたりハッとしたこと。

具体的に、医療行為が①患者には実施されなかったが、仮に実施されたとすれば、何らかの侵襲が予測される場合②患者には実施されたが、結果として患者に侵襲を加えることはなかった場合をいう。

2) アクシデント（医療事故）

医療従事者の過誤・過失、医療行為との関連の有無を問わず、医療の過程において発生する全ての人身事故をいう。

3. 医療事故等の区分（患者影響レベル）～医療安全管理指針 参照

4. 公表の基準

1) 包括公表～インシデント・アクシデントの件数と概要、その他必要な事項についてホームページにて公表する。

- ・インシデント・アクシデントレベル0～Ⅲ-b
- ・アクシデントレベルⅣ、Ⅴ～過失なしと判断した場合、因果関係が不明な場合

2) 個別公表～事故の概要、対応とその後の経過、事故の原因と対策、改善状況、その他必要な事項について公表する。

- ・アクシデントレベルⅣ以上で重大な過失がある場合

3) 岩見沢市立総合病院インシデント・アクシデント公表基準 一覧表

	レベル	公表基準		
インシデント	0	包括公表		
	I	包括公表		
	II	包括公表		
	Ⅲ-a	包括公表		
アクシデント	Ⅲ-b	包括公表		
		重大な過失あり	過失なしと判断	因果関係が不明
	Ⅳ	個別公表	包括公表	包括公表
	Ⅴ	個別公表	包括公表	包括公表

4) その他、重大事案であり緊急に公表すべきと判断される事故については、医療安全管理指針に則り公表する。

5. 公表の方法

- 1) 包括公表～公表内容については、医療安全管理委員会で検討し、病院長の判断をもって決定する。公表はホームページで行う。
- 2) 個別公表～原則として、事前に患者又は家族に公表の意義、必要性について十分説明し、その説明内容を診察記事に記載する。
- 3) 公表の同意が得られない場合は個別公表をしない。
- 4) 報道機関への公表の場合などは、公表することについて書面をもって同意を得る。
- 5) 公表に際しては、患者及び職員等が特定されないように個人情報の保護に十分配慮する。
- 6) 紛争中の事故等、病院事業の円滑な運営を妨げる恐れがあると判断する場合は、公表の有無又は公表時期を検討する。

6. この基準は、平成31年4月1日から施行する。